

議案第 83 号

勝山市都市公園条例の一部改正について

勝山市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

都市公園法（昭和 31 年法律 79 号）の一部改正により、運動施設の設置基準を定める必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第　　号

勝山市都市公園条例の一部を改正する条例

勝山市都市公園条例(昭和 57 年勝山市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>第 2 章 公園の設置 <u>(公園施設の建築面積の基準)</u> 第 5 条 (略) (新設)</p> <p>(公園施設の建築面積の基準の特例) 第 6 条 都市公園法施行令<u>(昭和 31 年政令第 290 号。以下「都市公園法施行令」という。)</u>第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する都市公園法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるのこととする。</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>第 2 章 公園の設置 <u>(公園施設の建築面積等の基準)</u> 第 5 条 (略)</p> <p><u>2 都市公園法施行令 (昭和 31 年政令第 290 号。以下「都市公園法施行令」という。) 第 8 条第 1 項の条例で定める運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 とする。</u></p> <p>(公園施設の建築面積の基準の特例) 第 6 条 都市公園法施行令</p> <p><u>第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する都市公園法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるのこととする。</u></p> <p>2~4 (略)</p>

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。